

令和 8 年三重県議会定例会

総務地域連携交通常任委員会 説明資料

目 次

◎所管事項

- 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（関係分） 1
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と 2031 年の目標）
（関係分） 別途配布済
- 3 「交通空白」解消に向けた取組について 3
- 4 「三重県移住促進計画（仮称）」の策定について 9
- 5 「第 4 次三重県スポーツ推進計画（仮称）」の策定について 11
- 6 国民スポーツ大会の改革に向けた議論について 15
- 7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 17
- 8 審議会等の審議状況について（報告） 33

令和 8 年 1 0 月 6 日
地域連携・交通部

(所管事項)

1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(関係分)

【総務地域連携交通常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
9-3	南部地域の活性化	地域連携・交通部 南部地域振興局	若者が南部地域に戻ってくるよう、子どもの頃から南部地域の良さを認識してもらうことが重要であることから、教育委員会とも連携して取り組まれない。	一旦外に出た若者に南部地域に戻ってきてもらうためには、地域をよく知り好きになることや、ネットワークを形成することが重要であると考えています。引き続き取組を進めるとともに、教育委員会とも連携してまいります。
11-2	公共交通の確保・充実	地域連携・交通部	新たな移動手段の確保は、人口減少対策や若者の定住促進の観点においても重要であることから、さらに取組が増えていくことを期待する。	人口減少に伴う学校や商業施設の集約等への対応として、若者の通学や買い物等に必要な移動手段を確保するため、地域の実情に応じて公共ライドシェアやデマンド交通等の導入に取り組む市町がさらに増えるよう、伴走支援と財政支援に取り組むことで、若者の定住促進にも繋がります。
11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	地域連携・交通部	南海トラフ地震では大きな被害が想定される中、人材不足や予算不足等の要因で市町による地籍調査が進んでいないことから、市町の支援等に取り組まれない。	市町とは、地域連絡会議等を通じて予算・人員の不足等の課題解決に向けた意見交換を行っています。引き続き地籍調査を効率的・効果的に進めるため、市町に対して実施体制の強化や新しい技術の活用を提案するなど技術的支援を行うとともに、国に対する予算要求もしっかりと行ってまいります。
16-2	競技スポーツの推進	地域連携・交通部 スポーツ推進局	三重県を代表するシンボリックなチームに対して、県としても支援に取り組まれない。	シンボリックチームが行う強化活動やスポーツ普及に向けた取組について、支援してまいります。
			県内にトップアスリートを養成する組織がなく、県外に流失する子どもがいることから、学校におけるスポーツの強化や指導者の育成等に取り組まれない。 また、トップアスリートの県内定着のため、就職支援にも取り組まれない。	トップアスリートの養成に向けて、学校、地域のジュニアクラブの強化支援や選手の発掘・育成、指導者の養成等に取り組んでまいります。 また、トップアスリートの県内定着に向けて、県内企業等とのマッチングなどの就職支援について、引き続き、教育機関や県内企業等と連携しながら取り組んでまいります。
16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携・交通部 スポーツ推進局	障がい者スポーツの推進の所管がスポーツ推進局となったことから、市町や障がい者団体等と連携し、障がい者スポーツ大会に参加しやすい環境整備に取り組まれない。	これまで蓄積したノウハウや様々なチャンネルを利用しながら、多くの方に参加いただき、選手、ボランティア、観客全体で盛り上げていくよう取り組んでまいります。

3 「交通空白」解消に向けた取組について

1 「交通空白」の現状

人口減少による学校や病院、商業施設等の集約に伴って、住民が遠方への通学や通院、買い物を余儀なくされる地域が増加してきており、こうした地域においては、特に運転免許を持たない生徒や高齢者等の移動手段の確保が課題となっています。

また、路線バスの路線廃止や減便等により、移動手段がない、または利用しづらいなどの課題を抱える地域、いわゆる「交通空白」が発生し、県内では 82 地区の「交通空白」が市町より国に報告されています。

「交通空白」は、単なる移動の不便にとどまらず、家族送迎のために労働時間が制限されたり、外出控えが高齢者等の健康に影響を与えることにより、医療・介護負担の増大に繋がるなど、経済・社会的損失は年間約 10 兆円に上るとの試算が、民間調査会社より国土交通大臣に報告されています。

国は、今年 7 月に閣議決定された地域未来戦略において、2030 年までに全ての「交通空白」について解消または改善に進捗が見られる状態をめざすことを目標に掲げ、持続可能な生活インフラの実現を図っていくこととしています。

2 「交通空白」解消に向けた取組

「交通空白」の解消に向けては、スクールバスや送迎バス等、地域の輸送資源をフル活用しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図っていく必要があります。

このため、今年度、県では、市町が、公共ライドシェア※¹等の持続可能な移動手段を、データに基づき、地域の実状に応じて確保できるよう支援するため、下記 3 「市町職員の人材育成」、4 「モビリティ・データ※²の活用」、5 「既存交通事業者と共存可能な公共ライドシェアモデルの実証」に取り組むとともに、6 「路線バス運転士の確保支援」の取組を進めているところです。

※1 バスやタクシー事業による輸送手段の確保が困難な地域において、市町村や NPO 法人等が自家用車を用いて有償で提供する運送サービス

※2 路線バスの乗降データや人流データ等、人の移動に関するデータの総称

3 市町職員の人材育成

(1) 取組の目的と概要

市町が、医療・福祉・教育等と連携しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進められるよう、モビリティ・データを活用した現状分析に基づく課題の把握や、地域の様々な輸送資源をフル活用した新たな移動手段の制度設計等を的確に行うことができる人材を育成するため、全 6 回の連続講座を開催しています。

(2) 講座の内容

第1回 セミナー①（地域輸送資源のフル活用）

「地域交通における少量輸送の重要性とタクシー利活用」

（名城大学 松本 幸正 教授）

「公共ライドシェアの必要性和自治体職員のアプローチ」

（全国自動車移動連絡協議会 池上 明子 理事）



第2回 セミナー②（モビリティ・データ活用の基礎）

第3回 フィールドワーク（先進地における課題発見型プログラム）

第4回 演習（「LINKS Mobilys（リンクス モビリス）※³」を使った現状分析）

第5回 グループワーク①（現状分析に基づく「交通空白」解消の施策検討）

第6回 グループワーク②（発表・講評）

※3 国が開発し、オープンソースとして公開しているモビリティ・データ分析ツール

(3) 参加者

交通政策を担当する市町職員 22名（15市町）

4 モビリティ・データの活用

(1) 取組の目的と概要

市町が、モビリティ・データを活用して、的確な課題の把握と施策の立案ができるよう、データ活用モデルを構築し、ノウハウの共有を図っていきます。

具体的には、志摩市及び伊賀市をモデル地域として選定し、モデルの構築に向け、小中学校等の統合や路線バスの減便等に伴う、通学や通院、買い物等における課題の解決に向けた施策の検討に、どのようなデータが必要となるのか、それらをどのように分析・活用すれば良いのか等について実証に取り組んでいます。

(2) 必要となるモビリティ・データの取得

課題解決に向けて必要となるモビリティ・データを特定し、下表のとおり分類、整理した上で取得しました。

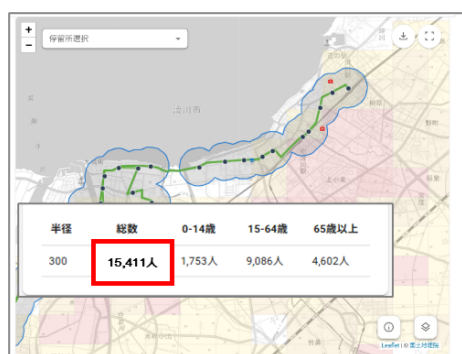
	公共交通	公共交通以外
移動需要	公共交通を利用して移動している人の動き ⇒ ICカードの乗降データを交通事業者から取得	徒歩や自家用車等で移動している人の動き ⇒ 人流データ（携帯電話の位置情報）を通信事業者から取得
旅客運送サービス供給	公共交通の運行経路やダイヤ ⇒ オープンデータから取得	スクールバスや送迎バス等の運行経路やダイヤ ⇒ 教育委員会や企業等へのアンケートにより取得

(3) 施策の検討に向けたモビリティ・データの分析

取得したモビリティ・データは、「LINKS Mobilys (リンクス モビリス)」を活用して現状の可視化と分析を行い、路線の再編など、課題解決に繋がる施策の検討を行います。

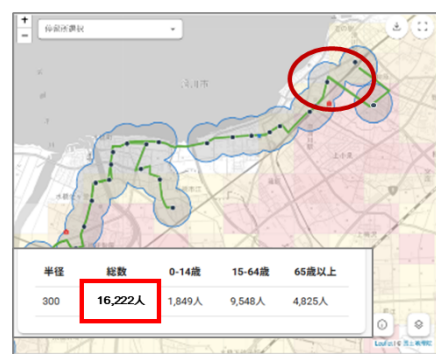
【「LINKS Mobilys」を使ったコミュニティバスの路線再編の検討イメージ】

①現状を可視化



バス停からの徒歩圏と人口メッシュを地図上で重ね合わせることで、路線がカバーしている範囲や人口を確認

②運行経路の変更等をシミュレーション



ルートを変更することによるカバー状況の変化を確認

5 既存交通事業者と共存可能な公共ライドシェアモデルの実証

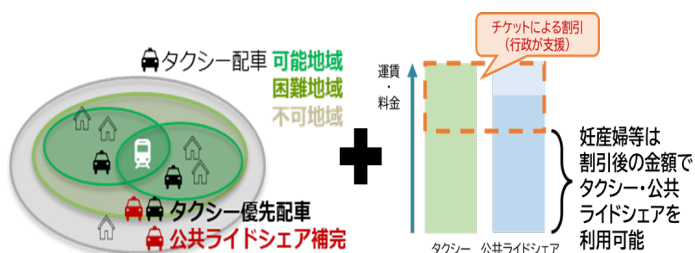
(1) 取組の目的と概要

路線バスの運行本数やタクシーの配車が十分でない地域における持続可能な移動手段として、公共ライドシェアが期待されていることから、市町が、公共ライドシェアを円滑に導入できるよう、新たな公共ライドシェアモデルの実証を、身近に分娩取扱施設がないなど、周産期医療等の課題が顕在化している名張市及び紀宝町において実施しています。

この実証では、自家用車の運転が困難な妊産婦や運転免許を持たない高齢者等が、ドアツードアの移動手段を、通院や買い物等で日常的に利用することができ、かつ既存の交通事業者とも共存可能なモデルの構築をめざしています。

具体的には、タクシーと公共ライドシェアの配車を一元化することで、タクシーの配車に時間がかかる場合に公共ライドシェアが補完する仕組みを整備します。併せて、妊産婦の日常的な通院等に利用が可能な料金設定となるよう、タクシーと公共ライドシェア共通の割引を設定します。これらを組み合わせることで新たなモデルとして構築し、県内での水平展開を図っていきます。

【新たな公共ライドシェアモデルのイメージ】



<配車の仕組みのイメージ>

- ①まずはタクシー事業者に配車を依頼
- ②タクシー事業者が対応可能な場合はタクシーを配車
- ③近くに空車がないなどの理由でタクシー事業者が配車困難と判断した場合、公共ライドシェアドライバーに配車を依頼

<利用と料金設定のイメージ>

- ①アプリ等で配車を依頼
- ②タクシーまたは公共ライドシェアのいずれかが配車
- ③いずれかが配車された場合も割引チケットを利用することで負担を軽減

(2) 実証の詳細

	名張市	紀宝町
名称	はぐライド	かめらいど
運行区域	名張市全域、森川病院（伊賀市）	紀宝町全域、熊野市駅及び大石産婦人科医院（熊野市）、御浜町及び和歌山県新宮市の一部地域（紀南病院、新宮市立医療センター等）
運行期間	令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月）	
運行日	全日（土日祝日含む）	全日（日曜日を除く）
運行時間	6時30分～21時30分	8時00分～17時00分
利用者	名張市民のうち ①妊産婦 ②1歳未満の乳児	紀宝町民のうち ①妊産婦 ②18歳以上で自動車運転免許を所有していない人
利用方法	専用アプリまたはコールセンターへの電話により予約	
決済方法	クレジットカード、PayPay	現金、PayPay
利用料金	5kmまで500円 以降1kmごとに100円を加算	タクシー運賃と同額 12,000円分（500円×24枚）の割引チケットの利用が可能
チラシ	 名張市 妊産婦対象公共ライドシェア タクシー優先配車 はぐライド HUG RIDE ハグ（抱きしめる）をテーマに、子どもを育む、地域を育む、やさしい移動を支えます。 ♡抱きしめる♡子どもを育む♡地域を育む♡思いやりをつなぐ♡ 実証実験を開始します 妊産婦の通院や育児に関する移動を支えるために、地域みんなですべて子育てを支える新たな取組として、タクシー優先の公共ライドシェアの実証運行を行います。 日常のお買い物や会社で、妊婦健診や乳児健診、予防接種や産後ケアにご利用ください。 公共ライドシェアとは？ 地域の交通を支えるために、住民ドライバーが自家用車を使って利用者を運ぶ仕組みです。 実証期間：令和8年10月1日～令和8年12月28日 運行地域：名張市全域・森川病院 運行日時：全日（土日祝日含む）6時30分～21時30分 ※アプリでの予約受付時間：6時～22時 利用対象者：名張市在住の妊婦、産後1年未満の方及び1歳未満の乳児（令和8年10月1日時点） 運賃：5kmまで500円、以降は1kmごとに100円を加算 ご予約方法：アプリのダウンロードはこちら アプリ「はぐライド」のダウンロード ※決済方法：PayPay、クレジットカード ご予約・利用・支払：「はぐライド」アプリから予約のうえ、ご利用ください。 予約方法は裏面をご覧ください	 紀宝町公共ライドシェア「かめらいど」 ～地域の移動を支える、助け合いの交通のしくみ～ 実証実験を開始します 公共ライドシェアとは、バスやタクシーなどの公共交通だけでは移動手段の確保が難しい地域において、町や地域の団体などが主体で、講習を受けた一般の方が自家用車などを活用し、住民の日常生活に必要な移動を支えるしくみです。 実証期間：令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月） 運行日時：平日/土曜日（祝日含む）午前8時～午後5時 運行地域：紀宝町内：全域（駅地・道地のいずれかが駅内の場合に限り、隣接市町での乗降が可） 熊野市内：2箇所（大石産婦人科医院、熊野市駅） 御浜町内：海岸部のみ 新宮市内：市街地のみ（高田・熊野川を除く） 利用対象者：紀宝町内に住所を有する方で、①18歳以上の運転免許証を保有していない方、②妊産婦の方 支払方法：現金、二重コード決済（PayPay） 運賃：通常のタクシー運賃と同額 ※500円分（24枚つづり12,000円分）の割引チケットをご利用いただけます。 予約開始日：アプリ予約：令和8年9月27日（日）午前7時～ 電話予約：令和8年9月28日（月）午前9時～ 予約受付方法：受付開始：乗りたい日の4日前から（アプリ）午前7時～/電話：午前9時～ 受付終了：（午前7時～午後3時30分の間に乗りたい）→前日までに予約（アプリ）午後5時～/電話：午後5時～ 【午後3時30分～午後5時の間に乗りたい】→当日乗りたい時間の2時間前までに予約 ※本数での予約の場合は、前日午後5時～午後3時30分の間に乗りたい場合は、土曜日の午後3時までに電話予約してください。 ご利用の流れ ① 申請書の提出：役場企画調整課窓口へ、対象者に該当するかを確認するための申請書を提出してください。 ② ご予約：「はぐライド」アプリまたはお電話にて乗車日時・目的地をご予約ください。 ※乗車時間：近付した乗車時間にご注意ください。 ③ 乗車・お支払い：目的地へ移動後、お支払い、決済方法は「現金」または「PayPay」でお支払いください。 ※乗車時間：近付した乗車時間にご注意ください。
出発式	 名張市「はぐライド」実証運行出発式	 紀宝町「かめらいど」実証運行 出発式

6 路線バス運転士の確保支援

(1) 取組の目的と概要

路線バス運転士の不足は、高齢化や大型二種免許保有者数の減少などを背景に深刻化しており、公益社団法人日本バス協会では、令和12年には全国で3万6,000人のバス運転士が不足するとの試算を公表しています。本県においても、バス運転士不足を要因とする路線の廃止や日中・休日等の減便、最終バスの時刻繰り上げが相次ぐなど、大きな影響を及ぼしています。

このため、交通事業者に対する二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場づくりへの補助金による支援に加え、大都市圏でのバス運転士就職イベントへの出展や、バス運転体験会の開催など、バス事業者と連携して、バス運転士の確保に取り組んでいます。

(2) バス運転士就職イベントへの出展

バス運転士専門の就職イベントである「どらなびE X P O」にバス事業者とともに出展し、求職者とのマッチングに加え、県がワンストップで移住相談に対応することで、三大都市圏から本県のバス事業者への就職を促進しています。

日程	会場	出展事業者	来場者
5月16日	東京	三重交通、三重急行自動車※、 三交伊勢志摩交通、三岐鉄道 ※名古屋会場のみ出展	532名
5月30日	大阪		301名
10月10日	名古屋		—
10月17日	大阪		—



(3) バス運転体験会の開催

バス運転士の高齢化や女性比率の低さをふまえ、若者や女性を主なターゲットとして、大型バスの運転体験会を開催し、体験を通じて職業としての魅力を体感していただくとともに、現役の若手運転士との座談会を実施し、やりがいや勤務実態について知っていただく機会を設けました。

日程	会場	参加事業者	参加者
7月26日	四日市自動車学校	三重交通、八風バス、三重急行自動車、三交伊勢志摩交通、三岐鉄道	9名
(冬未定)			—



4 「三重県移住促進計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の背景・目的

全国的に各自治体が移住促進に取り組む中で、移住希望者に三重県を選んでいただくため、これまでの取組の成果と課題を改めて検証し、今後重点的に取り組む方向性と実効性ある施策を体系的に示す「三重県移住促進計画（仮称）」の策定を新たに進めています。

2 「三重県移住促進計画（仮称）」の概要

(1) 計画期間

令和9年度から13年度までの5か年

(2) 計画策定の基本的な考え方

移住施策に関する全国の動向や本県の移住関連データにみる現状分析、これまでの取組の振り返りから課題を抽出し、移住施策の方向性と今後の取組を記載します。

(3) 計画策定の進め方

計画の策定にあたっては有識者会議を立ち上げ、学識経験者等による有識者委員から意見をいただくとともに、市町への意見照会も実施して計画をとりまとめます。

(4) 主な論点

これまでに有識者会議を2回開催し、他県事例の研究、県内5地域の市町職員や移住者による取組の報告をふまえ、論点を整理しました。

今後は、以下の3つの論点について、解決策の検討を進め、計画に反映していきます。

① プロモーションの強化

- ・移住元地域別のターゲットの明確化
- ・受け入れ地域の特徴の整理
- ・情報発信の手法の検討
- ・移住者の仕事確保に向けた企業との連携
- ・移住者の住居確保に向けた空き家の有効活用
- ・移住希望者とコミュニティとの関わりの創出

② 受入環境の整備

- ・移住者のコミュニティづくり
- ・移住後のフォローアップ体制の整備

③ 効果検証

- ・K P I、その他指標の設定

3 今後のスケジュール

令和8年10月 第3回有識者会議で骨子案を協議
11月 第4回有識者会議で中間案を協議
12月 常任委員会で中間案を説明
12月 市町への意見照会
令和9年2月 第5回有識者会議で最終案を協議
3月 常任委員会で最終案を説明
3月末 計画の策定

【参考】

三重県移住促進計画検討有識者会議 有識者委員（氏名、所属）

石阪督規 埼玉大学教育機構基盤教育研究センター 教授
稲垣文彦 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 渉外担当副本部長
清原和浩 株式会社アーリー・バード・エージェント 代表取締役
田口太郎 徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授
西村訓弘 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 教授
福田ミキ 株式会社 On-Co 取締役

5 「第4次三重県スポーツ推進計画（仮称）」の策定について

1 策定にあたっての考え方

「第4次三重県スポーツ推進計画（仮称）」（以下、「第4次計画」という。）の策定にあたっては、現行計画の検証等による本県の現状と課題、国におけるスポーツ基本法の改正、「第4期スポーツ基本計画」の議論や考え方等をふまえ検討を進めます。

2 三重県のスポーツを取り巻く状況

(1) 現行計画の検証等による本県の現状と課題

- ・ 三重県のスポーツ実施率は全国平均を下回っており、特に働く世代(20代～50代)や女性において低い状況にあります。
- ・ 児童の総運動時間は減少傾向にあり、運動する児童と運動しない児童の二極化が進んでいます。
- ・ 中学校部活動の地域展開により、多様なスポーツ機会の確保が求められています。
- ・ 国民スポーツ大会の男女総合成績は、10位台前半を維持しています。
- ・ 三重とこわか国体のレガシーを生かし、市町や競技団体が開催する国際大会等への支援を通じて、交流や賑わいの創出に取り組んでいます。 等

(2) 国の状況

国においては、スポーツを通じた社会課題の解決への期待の高まりなどを受けて、令和7年9月に改正スポーツ基本法を施行し、これに基づく第4期スポーツ基本計画の策定が進められています。

同計画では、次の3つの重点課題を掲げ、具体的な施策の検討が進められているところです。

- ・ 国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献
- ・ ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元
- ・ スポーツの意義や価値を生かしたスポーツの地域・社会への貢献

3 第4次計画の方向性

(1) めざす姿

本県のスポーツ実施率が全国平均を下回っていることや、中学校部活動の地域展開による多様なスポーツ機会の確保などの課題に対応するとともに、改正スポーツ基本法において、ウェルビーイングの向上や「健康長寿社会」「地域振興」「共生社会」の実現が盛り込まれたことをふまえ、スポーツが持つ力を生かしながら、県民のウェルビーイングの向上に向けためざす姿を整理していきます。

(2) 推進施策体系

めざす姿を明らかにしたうえで、実現に向けた推進施策体系を以下の方向性で検討していきます。

【推進施策1】県民がスポーツにふれ親しみ、スポーツ実施率の向上につながる取組を推進します。

【推進施策2】競技力の向上を図るとともに、アスリート等の知見等を地域社会に還元する取組を推進します。

【推進施策3】スポーツを通じて地域の活性化につながる取組を推進します。

4 今後の策定スケジュール案について

第4期スポーツ基本計画との整合性を図りつつ、常任委員会、三重県スポーツ推進審議会での意見を反映しながら、策定を進めます。

令和8年12月	総務地域連携交通常任委員会（中間案）
12月～令和9年1月	パブリックコメントの実施
令和9年 2月	第3回三重県スポーツ推進審議会（最終案）
3月	総務地域連携交通常任委員会（最終案）

第4次三重県スポーツ推進計画（仮称）の方向性について

別紙

1 要旨

- ▶ スポーツ基本法第10条第1項における「地方スポーツ推進計画」及び三重県スポーツ推進条例第16条に規定する「スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」の計画としての位置づけ。
- ▶ 第3次三重県スポーツ推進計画の計画期間は令和5年度から令和8年度までとなっており、次期計画の策定が必要。
- ▶ 有識者による「三重県スポーツ推進審議会」及び「計画策定作業部会」の各委員の意見をふまえ策定。

2 計画策定の背景①（国の動き）

スポーツ基本法の改正

- ▶ 令和7年9月施行。
- ▶ スポーツを通じた社会課題の解決への期待やウェルビーイングの向上を図る観点から改正。
- ▶ 新たに盛り込まれた考え方

- ・多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現
- ・スポーツによる地域振興の推進
- ・スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- ・スポーツによる共生社会の実現
- ・スポーツに親しむことができる機会の確保 等

第4期スポーツ基本計画の検討（現在策定中）

- ▶ スポーツ基本法の改正をふまえ、国において検討が進められている。
- ▶ 計画期間は令和9年度から令和13年度まで
- ▶ 以下の3つの重点課題が検討されている。

- ・国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上と経済成長・豊かな社会の実現への貢献
- ・ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元
- ・スポーツの意義や価値を生かしたスポーツの地域・社会への貢献

3 計画策定の背景②（第3次推進計画の検証結果等）

地域スポーツ

- ▶ 県内のスポーツ実施率が全国平均と比較して低い。
（週1回以上運動実施率（R5～R7の3年平均）
全国平均52.1% 三重47.9%（37位））
- ▶ 児童の総運動時間が減少傾向。
（1週間の総運動時間が420分以上の割合
小学5年生男子 H30:53.1% R7:46.5%
小学5年生女子 H30:29.3% R7:24.3%）
- ▶ 中学校部活動の地域展開により多様なスポーツ機会を確保していく必要がある。。
- ▶ 働く世代（20代～50代）と女性のスポーツ実施率が低い。

競技スポーツ

- ▶ 平成25年に競技力向上対策本部を設置し、世界、全国で活躍するアスリート等への支援とそれを支える指導者を養成。
- ▶ 国民スポーツ大会の男女総合成績において10位台前半を維持。
- ▶ オリンピックやパラリンピックで活躍するアスリートを輩出。
- ▶ トップアスリートがスポーツ体験会等を実施し、スポーツの普及に尽力。
- ▶ 競技力向上の取組を県民のスポーツ参加につなげることが必要。

地域活性化

- ▶ 「美し国三重市町対抗駅伝」を通じて、県民のスポーツ意識の向上と市町相互の交流を促進。
- ▶ 10月、11月の「みえのスポーツ推進月間」に、「みえスポーツフェスティバル」等、スポーツイベントを開催。
- ▶ 市町や競技団体が開催する国際大会等を支援し、スポーツによる交流や賑わいを創出。
- ▶ 定着しつつある国際大会等の拠点化に向けた取組が必要。
- ▶ 県内でプロスポーツを直接観戦する機会が少ない。

4 計画の方向性

めざす姿について

- ▶ 本県のスポーツを取り巻く現状や課題に対応
- ▶ スポーツ基本法に新たに盛り込まれた「ウェルビーイング」の考え方などをふまえる



スポーツが持つ力を生かすことを通じて、県民のウェルビーイング向上などの実現に向けためざす姿を整理していく。

推進施策

第3次三重県スポーツ推進計画	
推進施策	取組内容
【推進施策1】 スポーツにふれ親しむ 環境づくり ～いつまでも楽しむ～	▶ 県民が生涯にわたってスポーツにふれ親しむ環境づくり ▶ 障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくり
【推進施策2】 スポーツを通じた 自己実現と感動体験 ～挑戦し「楽しむ」～	▶ アスリート等を強化支援し、競技スポーツを推進
【推進施策3】 スポーツを通じた地域の 活性化と共生社会の実現 ～誰もが「楽しむ」～	▶ スポーツを通じて人や地域の交流を促し、地域の活性化を図る ▶ 多様な主体が安心してスポーツを楽しめる環境をつくり、共生社会の実現に貢献

第4次三重県スポーツ推進計画（仮称）

推進施策の方向性
【推進施策1】 県民がスポーツにふれ親しみ、 スポーツ実施率の向上に つながる取組を推進
【推進施策2】 競技力の向上を図るとともに、 アスリート等の知見等を地域社会に 還元する取組を推進
【推進施策3】 スポーツを通じて地域の活性化に つながる取組を推進

6 国民スポーツ大会の改革に向けた議論について

1 国民スポーツ大会をめぐる議論

国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）は、スポーツの普及と体力の向上及び地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、昭和21年に第1回大会が開催されて以降、地域の競技力向上やインフラ整備等の社会基盤の構築等に貢献してきました。

一方、トップアスリートが他の大会とのスケジュール調整のため参加が困難であったり、開催都道府県における人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化したことから、大会の在り方や簡素化・効率化に向けて議論が進められてきました。

このような状況の中で、全国知事会から改めて開催都道府県の大会運営や施設整備にかかる負担が大きいなどの問題提起がなされたこと等を受けて、日本スポーツ協会は、令和18年以降の3巡目の国スポの在り方を検討する「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）や「国スポ改革タスクフォース」（以下、「タスクフォース」という。）を設置し検討を進めています。

(1) 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議

令和6年6月に設置された有識者会議において、「魅力ある持続可能な大会」の実現に向け、具体的な検討を必要とする8項目が示されました。

<検討項目>

- | | |
|--------------|------------|
| ①開催の時期及び開催期間 | ②開催の頻度 |
| ③都道府県対抗と総合成績 | ④開催地及び競技施設 |
| ⑤総合開・閉会式の在り方 | ⑥競技の規模・参加者 |
| ⑦負担軽減 | ⑧関連事項 |

(2) 国スポ改革タスクフォース

有識者会議の提言で示された項目について、具体的な改革案を検討するため、令和7年9月にタスクフォースを設置し、令和8年10月にこれまで議論された検討結果を「中間まとめ」として公表しました。これから議論される項目を含め、大会の魅力向上と開催地の負担軽減に向けて議論が継続され、令和9年春頃に最終報告が取りまとめられる予定です。

<「中間まとめ」で示された国スポ改革の主な柱と方向性>

○通年開催（競技日程の分散化）

【現 状】

- ・本大会の会期は9月から10月の間の11日間以内
- ・開催負担が一時期に集中
- ・トップアスリートの日程調整が困難

【方向性】

- ・通年開催を可能

○セレモニー・アワード

【現 状】

- ・国スポ・全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）で総合開・閉会式を各々開催
- ・複数回（4回）の式典開催による人的・財政的負担が過大

【方向性】

- ・国スポ・全スポの開・閉会式を統合し、セレモニー・アワードとして開催

○新たな開催地選定モデル

【現 状】

- ・輪番制で開催都道府県を決定
- ・単独都道府県での開催と全競技を同一都道府県で実施することが基本
- ・開催都道府県に負担が集中

【方向性】

- ・立候補制、広域（複数県）開催の推進、一部競技の拠点化を導入

○施設基準の弾力化

【現 状】

- ・開催地は施設基準を満たすため施設の新設や大規模改修等を実施
- ・開催地における財政負担が過大

【方向性】

- ・既存施設を有効活用できるよう、施設基準を見直し、弾力的な運用を可能

2 今後の対応

現在議論されている改革内容については、今後開催される2巡目の国スポにおいても、開催県の実情に応じて適用できることとなっています。

本県は、令和17年の2巡目最後となる第89回国民スポーツ大会について、「開催申請書提出順序了解県」として承認（開催内々定）されていることから、引き続きタスクフォースの議論の動向を注視しつつ、開催に向けて準備を進めます。

(所管事項)

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名

地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(鈴鹿市御園町1669番地) 三重交通G スポーツの杜 伊勢(伊勢市宇治館町510番地)
指定管理者の名称等	三重県スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定 (鈴鹿市御園町1669番地 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内)
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 事業実施に関する業務 ② 施設等の利用の許可等に関する業務 ③ 利用料金の收受等に関する業務 ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営を行っている。 日常点検を行い、施設の異常箇所の早期発見に努め、必要に応じ施設修繕を行うなど、良好な施設環境の提供に努めている。 緊急事態に備えるため、危機管理の徹底と定期的な実地訓練を行うなど、緊急事態発生時の体制を意識した取組を行っている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数について、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は606,383人、三重交通G スポーツの杜 伊勢は285,208人であった。 主催事業であるスポーツ教室等について、鈴鹿では470講座、伊勢では125講座を開講した。 多種多様なスポーツ教室等を主催事業として開催し、県民が日常的・継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいる。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、成果目標569,000人に対して606,383人と成果目標を達成した。 三重交通G スポーツの杜 伊勢は、第二陸上競技場公認改修工事のため利用を制限した影響もあり、成果目標384,500人に対して285,208人と、成果目標を達成できなかった。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・競技団体等との利用調整業務、利用許可や料金收受業務、施設の維持管理及び修繕等に関する業務を適切に実施している。 ・開館時間の前倒しや利用時間の延長を行うなど、利用者のサービス及び利便性の向上に努めている。 ・利用者のニーズに応じたスポーツ教室を開催するなど、スポーツの推進に貢献している。 ・収支状況を考慮しながら、必要競技器具の補充及び修繕を実施し、利用環境の改善に努めている。 ・年間利用者数において、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は成果目標を上回った。三重交通G スポーツの杜 伊勢は、第二陸上競技場公認改修工事のため利用を制限した影響もあり成果目標を達成できなかったものの、主催事業の実施等による利用者の増加に努めている。 総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称:三重県スポーツ協会グループ

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 管理施設を利用する競技団体等との利用調整会議を開催し、各種大会の開催及び円滑な運営に努めた。
- イ 大会や専用使用時のスムーズな運営を支援するため、行事の事前調整や開館時間前の特別開場を行った。
- ウ 利用規程を定め、施設及び設備の利用許可業務を適正に行った。また、利用規程は所管課の承認を得たうえで随時改定を行い、可能な限り利用者の要望等に対応することで、利用しやすい施設の提供に努めた。
- エ 職員、業務委託業者を交えて、災害発生を想定した訓練を6月と12月の場内整備時に行った。
- オ 利用拡大を目的とした広報活動として、ホームページでの案内、イベントチラシの市報への折込、スポーツ教室募集の市報掲載などを行い、施設のPRに努めた。デジタルサイネージを最大限に活用し、スポーツ教室の様子等を発信した。
- カ 「テロを許さない社会・地域づくり」の推進に賛同し、「テロ対策パートナーシップ鈴鹿」「テロ対策パートナーシップみえ」の研究修会に参加し、鈴鹿警察署及び関係機関との情報共有、連携に努めた。
- キ 危機管理マニュアルを改訂し、業務委託事業者を含め全職員に配布し緊急時の対応に備えた。
- ク 利用者アンケートの実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、速やかな対応を行った。
- ケ 最寄のバス停留所から施設敷地内への無料シャトルバスを独自で運行し、利用者の利便性の向上に努めた。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 利用者に良質で安全かつ清潔な施設を提供するため、清掃・始業前点検・器具備品点検・施設点検を行った。異常箇所を発見した場合は、当該の施設あるいは器具を使用中止とし、異常箇所の点検や修理を速やかに行った。
- イ 全スタッフが出席する所内会議を休業日に実施し、施設・設備に関する状況報告、管理運営に関する懸案事項の報告を行い、対応について検討、確認した。
- ウ 競技団体の要望に対して、収支状況を考慮しながら必要競技器具の補充及び修繕を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ア 競技力向上の拠点施設としての役割を果たすため、加盟競技団体と連携し、大規模大会の開催やトップアスリート選手・国スポ強化選手の合宿の受入れを行った。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないよう努めた。

【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】

- ア スポーツ教室を470講座開催し、延べ28,155人の参加があった。
- イ 入場券のみで参加できるワンポイントレッスンを79回開催し、延べ695人の参加があった。
- ウ 本協会加盟の競技団体と連携し、多くの県民が誰でも気軽に参加できるよう、6競技の鈴鹿スポーツガーデンカップを開催した。(ソフトテニス、ラグビーフットボール、水泳、フットサル、テニス、サッカー)
- エ 利用者への感謝とスポーツの日にちなんで、スポーツフェスタ2025を開催し、施設の無料開放と参加型の各種イベント、健康チェックや文化的な催しを競技団体や関係団体の協力を得て実施した。
- オ テニススクートの定期利用者の拡大を目的にサークルの登録制度を設け、使用料の一括精算や継続利用のための環境整備を行うなど、サークル活動の支援を行った。(サークル登録数:189団体)
- カ 地域への理解促進のために、地域行事に積極的に協力した。

【三重交通G スポーツの杜 伊勢】

- ア スポーツ教室を前・中・後期の三期に分け、125講座開催し、延べ1,882人の参加があった。
- イ 近隣住民に施設のPRと日ごろの利用に対する感謝を目的として、施設を開放するとともに各種イベントを実施する感謝フェスティバルを令和7年度も開催した。伊勢ロープレスキューチームによる救助訓練の実践と体験、ものづくり体験、ヨガ体験を実施したほか、小学生を対象にした「陸上教室」をはじめ、「ヨーヨー釣り」「パターゴルフ」など親子で楽しめる催しを行った。
- ウ 三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開について、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき取り扱っている。なお、令和7年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報について、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページへ掲載するとともに、教室申込書などには個人情報の取扱いについて明示している。さらに、各施設で保管している施設利用申請書、スポーツ教室参加者名簿、施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、全職員で厳重に注意し取り扱っている。
- ウ 所内会議で個人情報の取扱いをテーマとして、制度の正しい理解と運用ができるように研修を行った。

⑤その他の業務

- ア 利用拡大の一環として、近隣企業・自治体などの福利厚生事業との提携を継続実施した。
- イ 地域との連携強化として、施設が設置されている鈴鹿・伊勢の両市がそれぞれ開催するイベント等に協力した。

(2)施設の利用状況

成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	569,000人/年間	
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	384,500人/年間	
実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	606,383人/年間	達成率 106.6%
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	285,208人/年間	達成率 74.2%

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

指定管理施設収入				193,595,281	
内訳					
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	149,163,224	三重交通G スポーツの杜 伊勢	44,432,057		
	施設利用料収入		105,532,314	施設利用料収入	32,579,437
	参加料収入		38,059,127	参加料収入	11,274,800
	その他収入		5,571,783	その他収入	577,820

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	504,571,252	516,197,840	事業費	33,610,843	36,065,606
利用料金収入	137,240,614	138,111,751	管理費	642,220,339	638,890,840
その他の収入	57,201,187	58,934,682	その他の支出	9,086,733	36,694,704
合計 (a)	699,013,053	713,244,273	合計 (b)	684,917,915	711,651,150
収支差額 (a)-(b)	14,095,138	1,593,123			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額		3,758,615
内訳	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	3,627,005
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	131,610

4 成果目標とその実績

成果目標	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	569,000人/年間		
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	384,500人/年間		
成果目標に対する実績	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	606,383人/年間	達成率	106.6%
	三重交通G スポーツの杜 伊勢	285,208人/年間	達成率	74.2%
今後の取組方針	・オープンスペースの有効活用を目的に設定したウォーキングコースの活用、健康器具の設置、地元自治会に対するグラウンドゴルフ等の平日利用案内、体育館の卓球等の一般開放など、平日利用の増大に取り組み、利用者数の増加を図る。 ・生涯スポーツの振興と競技力向上の拠点となる総合的スポーツ施設である両施設を一体的に管理することにより、全国規模の大会を開催できるよう、関係機関及び本協会加盟団体との協力体制のもと細かな調整を行う。 【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・可能な範囲で営業日や大会終了後に開館時間を確保することで、一般利用者が施設を利用しスポーツに触れる機会を増やす。 ・利用の形態に応じた貸館業務手続きを実施し、簡易な方法となるよう努める。 ・独自財源で整備したスポーツガーデン「Mie Spo Inn」(ホテル・温泉・レストランがある宿泊施設)を活用したサービスを実施することで、更なる利用者サービスの向上に努める。また、全国の大学生による合同合宿が定例化しており、引き続き「Mie Spo Inn」との協同事業として、PRを充実させる。 ・水泳場利用者には日本代表として世界大会に出場するアスリートがおり、世界に繋がる施設として広報活動をさらに充実する。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・利用拡大を図るため、SNSで随時情報発信を行い、県民がスポーツに楽しめる施設として、また競技力向上の拠点施設として活用されるよう施設運営に努める。			

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・所内会議等で施設運営状況の情報を共有し、目標達成に向けた取組状況や目標未達成の場合の対応策等について検証を行い、管理運営業務の改善に努めた。 ・毎年各施設ごとに利用調整会議を行うことで、各団体の円滑な施設利用を可能とし、施設の有効利用に努めた。 ・施設運営上必要となる燃料費と光熱水費が上昇傾向にあり、利用者に影響のない範囲で節電等を行い経費削減に取り組んだ。 ・利用者アンケートの実施及び「ひと声カードポスト」の設置により、施設運営の要望・スポーツ教室等の実施内容について意見を収集し、対応可能な事項については速やかに対応した。 ・情報共有等、業務委託先との連絡を密にししながら、施設の現状を丁寧に把握し、保守点検や修繕等に計画的に取り組むことで、良好な施設管理を行った。 ・緊急事態に対応できるよう、危機管理マニュアルを策定するとともに、火災・地震災害対応訓練を通して危機管理意識の醸成に努めている。また、救急救命講習を通してAEDの取り扱い方法などの実践的な技量を習得し、現場で緊急事態が発生した際に、組織的に適切な対応を行った。
2 施設の利用状況	B	B	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・年間利用者数は606,383人であり、成果目標を上回った。 ・ニーズの高い多種多様なスポーツ教室等を開催することで、全ての県民が生涯の各時期を通じて、日常的・継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んだ。 (スポーツ教室開催講座数:470講座、延べ参加人数:28,155人) ・国スポ強化合宿や加盟競技団体の合宿などを積極的に受入れた。 ・スポーツガーデン「Mie Spo Inn」と利用調整を行い、平日の閑散期を中心に大学クラブやスポーツクラブ団体の合宿を積極的に受入れを行ったことで、毎年の利用が定着した。 ・大会競技繁忙期と一般利用繁忙期は同時期となるため、競技団体へ協力を依頼し、大会終了後の数時間も可能な限り一般開放を行い、一般利用者への開放時間の確保を行った。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・年間利用者数は285,208人であり、令和6年度の利用者数と成果目標を下回った。 ・主催事業のスポーツ教室を、前・中・後期の三期で実施した。 (スポーツ教室開催講座数:125講座、延べ参加人数:1,882人) ・陸上競技場では中学生、高校生を対象とした全国大会が開催されたほか、市内小学校の遠足等の受入れ、高校生を対象とした進路セミナーの開催など、地域との交流を図るとともに、様々な用途で施設を活用した。 ・トレーニングセンターでは、利用者のニーズに応じて器具の更新を行った。また、限られたスペースの中で器具の配置を工夫しながら利用者の利便性を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 成果目標に対する実績は利用人数が106.6%であり、利用料金収入も令和6年度より増加した。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 成果目標に対する実績は利用人数が74.2%であり、利用料金収入も令和6年度より減少した。体育館については、空調の故障継続のため暑い時期の利用が難しく利用者が減っている。

※評価の項目「1」の評価 :

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	【三重交通G スポーツの杜 鈴鹿】 ・日程や時間調整を行い、積極的に大規模大会の開催や競技団体の合宿を受入れた。 ・「ひと声カードポスト」の設置及び利用者アンケートの実施により、利用者のニーズを把握し、サービスの向上や運営効率の向上に努めた。 ・スポーツガーデン「Mie Spo Inn」と連携して合宿等の受入れを行い、平日の利用促進に取り組んだ。 ・三重とこわか健康マイレージ事業の「マイレージ特典協力店」に登録し、健康増進事業への協力を努めた。 ・利用者サービスが低下しない範囲で省エネや節電等、コスト削減に努めた。 ・県民スポーツへの関心を高め生涯スポーツの拠点施設としての機能を一層果たすため、スポーツを「する」「みる」「支える」といった誰もがスポーツに親しむことができる環境を提供した。利用者のニーズに応じて多様なスポーツ教室を開催した。 【三重交通G スポーツの杜 伊勢】 ・本協会が制定したスポーツ推進計画に基づき、スポーツ施設としての役割を果たすべく、諸事業を推進した。 ・五十鈴公園及び多目的広場の活用、また陸上競技場及び体育館会議室の利活用を積極的に進めた。 ・毎日の点検及び特定建築物点検等の結果により、緊急性のあるものから随時修繕を行っているが、老朽化が進んでおり、安全で快適に利用できるための抜本的な対策が急務である。 ・ご意見箱の設置及び利用者満足度調査により、利用者の要望や意見を把握し、実施可能なことから取り組んでいる。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	ドリームオーシャンスタジアム（松阪市立野町1370番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定（鈴鹿市御園町1669番地）
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の収受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 野球場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			利用者が施設を安全に利用できるよう、公園管理者である松阪市中部台管理事務所と連携を取り、適切な管理業務を行っている。 良好なグラウンドコンディションを保つため、必要な修正や設備の修繕を計画的に実施している。 日常的な施設・設備の点検や内外野グラウンド整備等を行い、良好な環境づくりに努めている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B			年間利用者数は33,627人、利用回数は147回であった。 大会の円滑な運営を支援するため、利用時間の前倒しや、日没まで延長するなど、利用者の要望に沿った対応で、利便性の向上を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B			年間利用者数について、成果目標39,800人に対し33,627人と、成果目標を達成できなかった。 各校野球部に平日のグラウンドの空き状況を伝え、利用を促したことで、利用者数の増加につながり、令和6年度の利用者数を上回った。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・競技団体等との年間利用調整業務、利用許可や料金収受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・円滑な大会運営を行うための特別開場や営業時間の拡大、良好なグラウンド状態を維持するための工事や内外野グラウンド整備等を実施するなど、利用環境の向上に努めている。 ・年間利用者数の成果目標は達成できなかったものの、平日利用の促進など利用者増加に努めている。 ・ドリームオーシャンスタジアム・フェスティバル2025を2日間開催し、施設の利用促進を図った。 ・土日祝日は大会等での利用が集中する一方、平日の利用が伸び悩んでいることから、平日の利用促進に向け、引き続き広報活動等の取組を進める必要がある。 総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価は妥当と思われる。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称: 公益財団法人三重県スポーツ協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 管理運営事業の実施に関する業務

- ア 当球場の設置目的を果たすため、施設の有効利用のほか、積極的な対応と接遇を行い、公正で公平な利用に努めた。また、大会の円滑で速やかな運営を支援するため、大会開催時の利用時間の拡大など、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行った。
- イ 松阪市中部台運動公園内に設置されていることから、円滑な施設運営を行うため、松阪市中部台管理事務所と連携し、公園全体の課題や日常業務の諸問題について、情報を共有し、安全な施設運営に取り組んだ。
- ウ 施設利用者から寄せられた意見について、対応できるものについては速やかに対処し、施設改修等、指定管理者で対応できない部分については、修繕の要望として県へ報告した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 日常的に始業前点検・設備品点検を行い、異常箇所の発見に努めた。
- イ 良好なグラウンド状態を保つため、不陸修正工事、レイキ車を用いた内外野グラウンド整備や目土散布などを実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ア 三重県営松阪野球場基本協定書第6条に基づき、場内の環境美化に努め、施設利用団体へはゴミの持ち帰りを徹底するとともに、リサイクルに向けた取組として分別回収を行った。また、野球場敷地内での受動喫煙防止の対策強化に努めた。
- イ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為を行わないよう努めている。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開については、公益財団法人三重県スポーツ協会情報公開実施要領に基づき対応している。なお、令和7年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報については、公益財団法人三重県スポーツ協会個人情報保護実施要領に基づき個人情報を取り扱っている。また、個人情報保護方針をホームページに掲載し、個人情報の取扱いについて明示している。施設顧客名簿等の個人情報が記載された文書や電子データが外部へ漏洩しないよう、職員一同で厳重に注意し、取り扱っている。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

目標 39,800人/年間

利用実績 33,627人 達成率 84.5%

2 利用料金の収入の実績

令和7年度収入実績 1,993,900円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	21,566,573	21,838,740	事業費	200,309	61,200
利用料金収入	1,928,250	1,993,900	管理費	22,175,568	23,745,324
その他の収入	37,710	116,640	その他の支出	0	600,625
合計 (a)	23,532,533	23,949,280	合計 (b)	22,375,877	24,407,149
収支差額 (a)-(b)	1,156,656	△ 457,869			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	45,400
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	39,800人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 33,627人 達成率 84.5%
今後の取組方針	・年間を通じて平日利用が極めて少ないことから、平日の稼働を上げるために、近隣中学校・高校を対象に使用料金や利用時間の便宜を図りつつ、課外活動の一環としての利用を引き続き呼びかけていく。また、今後は大学生、社会人への平日利用の呼びかけ方法についても、さらに検討を進めていく。 ・近年の暑熱環境の変化に対応するため、ナイター設備の整備について必要性や効果を整理し、関係機関と協議を進める。 ・主催事業及び施設の有効利用について、他団体と連携し、野球の普及活動として野球教室等の充実を図る。 ・施設の日常点検及び補修を継続して適宜行うことで、安全性の確保に取り組む。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・グラウンドコンディション確保のため、不陸修正や外部芝生の一部張替、排水機能の改善等を計画的に実施した。また、スコアボード不具合への対応や通路への人工芝敷設を行った。 ・利用調整会議の開催や日常的な意見聴取により、利用者ニーズの把握と対応に努めた。 ・当球場ホームページにて、予約状況を確認した上での予約申込が可能であるほか、問合せ等に対して利用を積極的に呼びかけた。また、開催された大会の紹介など、当球場の利用に關してのPRに努めた。
2 施設の利用状況	B	B	・各利用団体による利用調整会議で、次年度の土日及び祝日は各大会で年間スケジュールがほぼ決定してしまうことから、平日利用への取組として、学校の長期休暇期間中、近隣の中学校・高校へ放課後の課外活動での利用を呼びかけた。 ・大会の円滑な運営を支援するため、利用時間を前倒し、あるいは日没まで時間を延長するなど、可能な限り利用者の要望に沿った対応を行い利便性の向上を図った。 ・良好なグラウンド状態を保つため、職員による日常の整備を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	・年間利用者数について成果目標39,800人に対し33,627人と、成果目標を達成できなかったが、学校の長期休暇期間中、平日のグラウンド空き状況について、各校野球部に連絡を行い、利用者数の増加を図った。

※評価の項目「1」の評価
：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	施設の設置目的に基づき、グラウンドコンディションの維持向上や設備の適切な修繕を計画的に実施するとともに、大会運営支援や利用者ニーズに応じた柔軟な対応を行い、安全で良好な競技環境の確保とサービス水準の維持に努めた。また、利用調整会議の開催や利用者意見の把握を通じて、公正かつ効率的な施設運営を図った。 一方で、利用状況においては土日祝日に利用が集中する傾向が続き、平日利用の伸び悩みが明らかであるほか、施設の老朽化に伴う修繕需要の増加や、近年の暑熱環境の変化への対応など新たな課題も表面化している。 以上のことから、管理運営業務については概ね適正に実施できたと考えるが、引き続き計画的な施設整備の推進と利用促進策の強化を図り、より一層の利用拡大とサービス向上に取り組む必要がある。
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名 地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営ライフル射撃場（津市中村町字国主谷）
指定管理者の名称等	三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝夫（津市大門10番1号）
指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	① 施設等の利用の許可等に関する業務 ② 利用料金の収受等に関する業務 ③ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ④ 射撃場の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設・設備の日常・定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンスなど適切な維持管理を行っている。 鉛害防止のため、射場内の水路、管理柵の清掃を行うなど、周辺環境に配慮している。 安全な施設利用のため、利用者に対して銃刀法や利用規程の遵守徹底を行っている。 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないように努めている。
2 施設の利用状況	B	B	+	+	当該施設は、競技会や練習会の会場としての利用のほか、ビームライフル体験会を実施するなど、ライフル競技に接する機会を提供している。 津市と連携したスポーツ教室の開催や各種大会及び合宿の積極的な誘致など、利用者の増加に取り組んでいる。
3 成果目標及びその実績	B	B	+	+	年間利用者数は、成果目標の2,100人に対して、実績は3,497人となり、成果目標を達成している。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	・利用許可や料金収受業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務を適切に実施している。 ・目標値の2,100人を上回る3,497人の利用があり、評価できる。 ・ホームページでの利用状況ならびに混雑状況を3カ月先まで提供し、利用者の利便性の向上を図っている。 ・ビームライフル体験会を年8回実施し、新規利用者獲得のための取組を積極的に行っている。 ・安全な施設利用のため、利用者へ利用規程の周知及び遵守徹底を行っている。 ・他県の大会や障がい者の大会などの誘致を積極的に行うなど、利用者の増加に努めている。 ・施設の維持管理においては、指定管理者自ら定期点検や軽微な補修を行うなど、経費の削減に努めている。 総合的に見て、適切な指定管理業務を実施しており、指定管理者の自己評価より高く評価する。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称:三重県ライフル射撃協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①管理運営事業の実施に関する業務

- ア 施設の提供、施設の利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務を実施した。
- イ 施設の提供に際して、銃の管理及び安全確保について適宜指導を行った。
- ウ 施設の利用許可について、利用規定を定めて利用者に提示し、適正に実施した。
- エ 利用料金の収受は、現金収受・前納により適正に行った。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 電子標的の作動状況等の確認作業を行った。
- イ ビームライフル機器の修理を行った。
- ウ 電子標的の整備、メンテナンスを行った。
- エ 破損した窓ガラスの修理を行った。

今後必要と思われる修繕

- ア 電子標的の修理

③県施策への配慮に関する業務

- ア 鉛害防止のため、標的交換機の弾頭処理を適正に行った。
- イ 鉛害防止のため、水路、管理枡の清掃を行った。
- ウ 防災訓練で避難誘導の確認と消火訓練を行った。
- エ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を順守し、不当な差別やその他人権侵害行為が行われないよう努めている。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ア 情報公開実施要領を定め、情報公開請求に対応できる体制を整えている。なお、令和7年度における開示請求はなかった。
- イ 個人情報保護について、利用申請書等対象文書を厳重に取り扱い、保管している。

⑤その他の業務

- ア 事故等の報告
特になし
- イ 苦情・要望等への対応状況
特になし
- ウ 鉛処理への対応
水路、管理枡の清掃を行い、周辺環境を維持している。

(2)施設の利用状況

- ・開場日数 311日
- ・利用申請件数 1,546件
- ・利用者数
目標 2,100人
実績 3,497人 達成率 166.5%

2 利用料金の収入の実績

令和7年度収入実績 1,903,530円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	4,248,040	4,261,963	事業費	0	0
利用料金収入	1,920,970	1,903,530	管理費	5,686,971	6,174,566
その他の収入	17,563	76,872	その他の支出	0	0
合計 (a)	6,186,573	6,242,365	合計 (b)	5,686,971	6,174,566
収支差額 (a)-(b)	499,602	67,799			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	153,900
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	2,100人/年間
成果目標に対する実績	利用者実績 3,497人 達成率 166.5%
今後の取組方針	・ホームページの内容を充実させ、広く射撃場の存在をアピールするとともに、利用者に大会開催や施設の混雑予想の情報提供を行う。 ・近県の射撃協会や大学射撃部へ案内状を送付し、県外の方にも利用を呼びかけるとともに、新規利用者確保のため、ビームライフル体験会を開催するなど、継続的に利用促進を働きかける。 ・今後も利用者に快適に利用してもらえるよう施設の改善に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・施設や設備の日常点検及び定期点検を行い、軽微な修繕、メンテナンス等適切な維持管理を行った。 ・電子標的及びビームライフル機器の修理を行った。
2 施設の利用状況	B	B	・競技会や練習会の会場として利用されているほか、ビームライフル体験会を8回実施し、ライフル競技に接する機会を提供した。 ・大学や近県の合宿を積極的に誘致し、利用者の増加に努めた。 ・東海ブロック大会をはじめ、他県の大会や障がい者の大会の誘致を積極的に行い、利用者の増加に努めた。 ・津市と連携してスポーツ教室を開催した。
3 成果目標及びその実績	B	B	・令和7年度も、積極的に近県の大会開催を誘致した。 ・津市と連携したスポーツ教室の開催のほか、大学や近県の合宿誘致及び障がい者の大会の誘致を積極的に行った。 ・年間利用者数は目標数値の2,100人に対し、3,497人で達成率は166.5%と目標数値を上回った。

※評価の項目「1」の評価
:

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
:

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・東海ブロック大会や大学生の対抗戦等の誘致を行った。 ・利用者が安全で快適な環境で競技できるよう維持管理し、運営を円滑に行うことができた。 ・他県主催大会、合宿の誘致及び障がい者の大会の開催等を積極的に行ったことから、目標の2,100人を上回る3,497人の利用があった。 ・ホームページで、3カ月先までの利用状況や混雑情報を毎月更新し、利便性の向上に努めた。 ・ビームライフル体験会を通年開催し新規利用者の獲得に努めた。 ・施設維持のための軽微な補修は指定管理者自らで行うなど、経費の削減に努めた。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和7年度分)

<県の評価等>

施設所管部名

地域連携・交通部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野古道センター(尾鷲市大字向井字村島12番4)
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 理事長 吉田 正木 (尾鷲市野地町12番27号)
指定の期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1)センターの事業の実施に関する業務 2)センターの利用許可等に関する業務 3)センターの利用に係る料金の収受に関する業務 4)センター施設等の維持管理及び修繕に関する業務 5)センターの管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			熊野古道伊勢路及びその周辺地域に関する情報発信や交流の拠点として、東紀州地域の歴史、自然、文化等の地域資源を活用した様々な企画展や体験学習、地域内外との交流イベント等を実施している。 来館者が快適な環境で利用できるように日々の巡回や定期点検等を実施するとともに、省エネ・省資源等の環境負荷低減策にも取り組むなど、施設の維持管理を適切に行っている。 7月にカムチャツカ半島付近の地震により、三重県南部に津波警報が発表された際も、来場者や来場予定者の安全等を確保するため、迅速に臨時休館にするなど危機管理マニュアルに基づいた適切な対応をとっている。
2 施設の利用状況	B	B	+	+	熊の出没や近年の記録的な猛暑が熊野古道伊勢路への来訪者数に影響を及ぼしているなか、イベント・移動展等を積極的に開催した結果、年間来場者数は過去4番目の121,007人(目標達成率105.2%)で目標を達成した。また、施設稼働率は68.8%(目標達成率105.8%)で目標を達成した。
3 成果目標及びその実績	B	B	+	+	成果目標8項目全てにおいて目標を達成している。特に地域の歴史・文化に関する情報収集・集積の成果発信については、東紀州地域内では目標(10回)を大きく上回る15回の企画展等を、県外では目標(1回)を上回る3回の写真展等を開催し、熊野古道伊勢路の魅力を広く発信した。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	1 成果目標に対する達成度 成果目標8項目全てにおいて目標を達成した。 2 残されている課題 県内の東紀州地域以外の地域や県外に対し、熊野古道センターの存在や活動内容等をPRし、認知度をさらに高め、熊野古道センターへの来場や熊野古道伊勢路への来訪をより一層促す必要がある。 また、熊野古道伊勢路の価値を継承していくために、行政をはじめとした関係機関と連携を図りながら、新たな熊野古道伊勢路ファンやリピーターを獲得し、来場者数の増加につなげる取組を進める必要がある。 3 その他 (1) 利用者ニーズの把握及び事業等への反映 アンケート等により利用者ニーズの把握に努め、得られた意見を迅速に運営に生かす仕組みが十分に機能していることから、利用者の満足度は高い数値(98.9%)を維持しており、来館者から高い支持を得ている。 また、関係機関や地域団体と連携することで、企画展や体験学習等の取組をより魅力的なものにしている。 (2) 施設の適正な維持管理の実施 日々の巡回や定期点検を行い、良好な維持管理に努めるとともに、節電と空調機器の適切な使用に継続して取り組んでいる。 (3) 危機管理 南海トラフ地震臨時情報や台風等気象災害に備えるための危機管理体制について、危機管理部長を選任するなど大規模災害時に備えた組織体制を構築している。 また、県と地震発生時の初動対応を確認する危機管理訓練を年1回行うほか、消防署と連携して自主防災訓練等を行い、災害等緊急時における救急救命方法や消火設備の操作方法を確認するなど、職員の対応能力向上を図っており、適切な危機管理を行っている。 (4) 県施策への配慮 障がい者就労施設等からの優先的な調達や男女共同参画社会実現への取組、人権を尊重した取組を行っている。 4 総括 成果目標8項目全てにおいて目標を達成した。来場者数は目標数(115,000人)を上回る121,007人を記録し、積極的な情報発信や魅力的な企画展・体験学習等の取組により、多くの来場者を獲得した点は高く評価できる。 また、現指定管理者は、5期19年間指定管理を担い、積み重ねた経験とそれに裏付けされたノウハウ及び人材を生かし、熊野古道伊勢路及びその周辺地域の魅力を広く発信するとともに、地域の資源を活用した企画展や体験学習、地域内外との交流イベント等を実施し、東紀州地域の情報発信や交流拠点としての役割を十分果たしている。 その他、小中学校への出前授業等を企画するなどの熊野古道伊勢路の価値の継承にも取り組んでおり、三重県立熊野古道センターの管理者として適切な運営を行い、実績を残していると評価できる。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)>

指定管理者の名称: 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野古道センター事業の実施に関する業務

1 情報収集、発信事業

(1) 企画展

熊野古道伊勢路をはじめ東紀州地域の自然・歴史・文化や産業を紹介する企画展を8回開催するとともに、ロビー展示を行った。次世代を担う子どもたちへ、世界遺産及び熊野古道の価値や魅力を子ども目線で伝える企画展や伝統産業として400年続く尾鷲ヒノキを生産する尾鷲林業を紹介する展示等を行った。ミニ企画展として展示棟ホールでは、熊野古道伊勢路の峠道を詳しく解説したロビー展示を開催し、さらに、地域外へ広く周知するため各地で移動展示を行った。

(2) 情報誌等の発行

熊野古道センター主催事業や熊野古道伊勢路の峠道を紹介するA4サイズのリーフレットを中綴じした『三重県立熊野古道センターからのてがみ』を4回発行した。また、ホームページやSNSでも熊野古道の情報をはじめ、地域の魅力を発信した。

(3) ポスター・チラシ等によるPR

事業を広く周知するためのポスター・チラシ15点を作成し、県内外の各施設や道の駅などに配布することで広報に努めた。

2 交流事業

交流イベントでは、5月のGW期間中にミニ機関車乗車体験や人工壁クライミング体験など家族で楽しめるイベントを開催した。8月のお盆には、芝生広場にやぐらを組み、帰省客や地域住民が一体となった盆踊りを行った。「おわせ陶の会作陶展」「おわせ海・山ツーデーウォーク」「交通安全コンサート」など地域の諸団体・機関と連携した共催事業を実施した。

体験学習では、尾鷲ヒノキを活用したものづくり体験、三重県立相可高等学校の教員と生徒が指導する「料理教室」、三重県民の日のものづくり体験など、計40回開催し、765名が参加した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

1 施設及び設備の維持管理

職員が実施する日常点検と毎月10日に実施する定期点検では、不具合・異常があれば早急に対応した。専門的な知識・技術を要する設備については、外部の専門業者に委託し、保守管理を行った。清掃業務については、平日は障がい者支援多機能事業所の通所者、土・日・祝日はシルバー人材センターに委託し、維持管理を行った。建築物や付随設備については、一級建築士による点検を行い、指摘を受けた箇所については、速やかに改善を図った。

2 施設及び設備の修繕

冷媒量調査や温度センサー機器の改修工事、体験学習室排水管的詰まり改修工事、トイレ排水管路詰まり改修工事、トイレ便座ウォシュレット取替工事、集中浄化槽流量調整ブローア改修工事を実施した。

3 今後対処を必要とする維持修繕等

空調機器に関しては、設備導入から19年経過し、冷暖房の効きが低下している。機器の経年劣化が主因で、製造から約20年が経過する現在、既に補修用部品の調達が困難となりつつあるため、抜本的な改修が必要である。また、音響設備、消防設備、警備設備等、製造から20年が経過する機器・設備があり、故障時等に部品の調達が困難となるため、機器の更新が必要である。

③県施策への配慮に関する業務

1 障がい者就労支援施設等からの優先的な調達

障がい者支援多機能事業所「ゆめ向井工房」に清掃業務を委託し、通所者が自立した生活を送るための一助となるよう支援した。

2 男女共同参画社会実現への取組

勤務する職員12名の内、7名の女性を職員として雇用し、2つの部署の指導的地位に女性を登用するなど、女性が輝く職場の実現に取り組んだ。

3 持続可能な循環型社会の創造に向けた取組

脱炭素・温室効果ガス削減に向けた取組として、不要な照明をなくす運動や空調機器の適切な使用等、職員一丸となって節電を意識した管理を行った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

1 情報公開に関する業務

三重県立熊野古道センターに関する情報公開実施要領に基づき対応した。令和7年度は開示請求はなかった。

2 個人情報保護に関する業務

三重県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、個人情報保護規定に基づき、個人情報を慎重にかつ適切に扱った。

⑤その他の業務

該当なし

(2) 施設の利用状況

施設名	利用件数	利用人数		
企画展示室	-	-	来場者数	121,007
映像ホール	36	897		
会議室	75	239		
和室	35	225		
体験学習室	64	462		
大ホール	154	7,389		
小ホール	88	1,654		

2 利用料金の収入の実績

施設の利用率にかかる収入額は、604,160円であり、利用率の減免については、申請のあった4件ですべて承認した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	77,100,000	80,968,000	事業費	6,912,169	5,696,781
利用料金収入	630,075	604,160	管理費	70,673,255	74,478,011
その他の収入	2,364,123	4,330,253	その他の支出	0	0
合計 (a)	80,094,198	85,902,413	合計 (b)	77,585,424	80,174,792
収支差額 (a)-(b)	2,508,774	5,727,621			

※参考

利用料金減免額	12,870
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標及び実績	項目	目標	実績	達成率(%)
	1 施設稼働率(%)	65	68.8	105.8
	2 来場者数(人)	115,000	121,007	105.2
	3 地域の歴史・文化に関する情報収集・集積の成果発信			
	1)東紀州地域内での開催(回)	10	15	150.0
	2)東紀州地域外での開催(回)	2	2	100.0
	3)県外での開催(回)	1	3	300.0
	4 国内外の世界遺産登録地等との連携事業(回)	2	3	150.0
	5 学校連携事業(校)	25	27	108.0
	6 利用者の満足度(%)	95.0	98.9	104.1
※施設稼働率算出式＝利用日数/開館日数×100 (企画展示室、映像ホール、会議室、和室、体験学習室、大ホール、小ホールが利用対象。 内部打ち合わせ、映像ホール定時上映利用を除く) ※来場者数は、センター以外の会場で実施した事業の参加者を含む。				
今後の取組方針	国内外の世界遺産登録地等との連携事業について、移動展示や講演会を実施している。今後、お互いの地域の特色や文化を生かした交流事業(イベント)をそれぞれの地で行い、さらなる交流を深める連携事業の実施を目指す。 学校連携事業として、世界遺産学習の出前授業を実施している。今後は、次世代を担う子どもたちへ世界遺産や熊野古道の価値・魅力を伝えるため、各市町の教育委員会や学校へ働きかけ、さらに多くの学校と連携事業を推進していく予定である。			

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	企画展をはじめ、伊勢路の魅力を伝える情報発信事業や交流イベント等、当初予定していた事業を概ね遂行できた。7月にはカムチャツカ半島付近の地震により、三重県南部に津波警報が発表され、臨時休館とした。防災に対する意識が高まったことと災害が発生した時に円滑な対応をとる必要があることなどを再確認できた。 また、来場者に快適な環境を提供するため、職員による日常点検・清掃・芝刈りを通じて館内外の環境維持に努めるとともに、開館19年による経年劣化が生じた建物・設備等については県担当者と連携し対応した。
2 施設の利用状況	B	B	年間来場者数は121,007人(目標値115,000人)で目標を達成した。熊野古道センターでの主催事業をはじめ、熊野古道に係る情報を広く発信するため、地域内外で移動展示等を実施した成果である。施設稼働率については68.8%(目標値65.0%)で、目標を達成した。地域の方々に、様々な形で施設を利用いただいており、地域に広く定着している。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標8項目全て目標を達成した。熊野古道に係る情報発信については、地域内にとどまらず、県内外へ広く発信した。また、センターでの企画展示について、企画展示室だけでなく、ホールを利用したミニ企画展(ロビー展示)を開催し、熊野古道の価値や魅力を広く発信した。

※評価の項目「1」の評価
:

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
:

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	1 上記の評価に至った根拠・理由 (1) 成果目標に対する達成度 成果目標8項目の全てで目標を達成した。 (2) 残されている課題 熊野古道の価値を次世代へと伝えるための取組として、小・中学生を対象とした学習会を地域内外の学校と連携を図りながら、より一層積極的に実施したい。また、地域内外の行政及び諸団体・機関と連携を図りながら、熊野古道に係る情報発信や交流事業等を積極的に実施することにより、熊野古道の来訪者やリピーターを増やし、地域の活性化に寄与するよう引き続き努める。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 令和8年度も全ての項目で目標を達成できるよう努める。 2 その他の評価 (1) 県民の平等利用の確保 日常の環境整備・美化に努め、障がいのある方が安全・安心して施設を利用していただけるよう職員一丸となって取り組んだ。 (2) 施設の適正な維持管理の実施 職員による日々の巡回や点検を行い、異常箇所があれば県の担当者や専門業者等と緊密に連絡を取り、速やかに対応し、改善に努めた。 (3) 県民ニーズの把握(アンケート調査結果)及びその後の事業等への反映 企画展などの情報発信事業、体験学習などの交流イベント等において、来場者・参加者に対するアンケート調査を行い、指摘については真摯に受け止め即改善するよう努めるとともに、その後の展示や事業等へ反映するようにしている。 (4) 県民サービス向上の成果 誰もが安心・安全に滞在していただくよう職員一丸となってホスピタリティの向上に努めた。「こんにちは」の挨拶のお出迎えから「ありがとうございました」の見送りまで、おもてなしの心を忘れず接遇した。 (5) コスト削減の取組 企画展で使用する展示パネルをスチレンボード製から木製フレームの通称イレパネに変えたことにより、コスト削減を図った。また、刈払いや芝刈り作業については、職員が主体となって作業を行い、管理費を削減した。 (6) 危機管理体制の確保 南海トラフ地震臨時情報や台風等気象災害に備えるための危機管理体制については、危機管理部長の選任など管理職が主体となった組織体制を構築するとともに、危機管理訓練の実施など、三重県及び消防と連携した訓練を行った。 (7) 業務執行体制の整備 成果目標を達成するために、職員一人ひとりの業務の分担や役割、責任を明確にし、また、指揮命令システムを整え、報告・連絡・相談を徹底し、組織全体が適正に機能するよう努めた。
--------	---

(所管事項)

8 審議会等の審議状況について（報告）
(令和8年6月3日～令和8年9月13日)

1 審議会等の名称	三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	令和8年9月7日
3 委員	会長 杉田 正明 他15名
4 諮問事項	「第4次三重県スポーツ推進計画（仮称）」の方向性について
5 調査審議結果	諮問事項について意見を得た。
6 備考	